

## 第 4 2 号 議 案 品 川 区 放 課 後 児 童 健 全 育 成 事 業 の 設 備 お よ び 運 営 の 基 準 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て

### 1. 改 正 理 由

国の基準である「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）」の改正にともない条例改正を行う。

### 2. 改 正 内 容

放課後児童支援員となる要件のうち、「都道府県知事が行う放課後児童支援員認定資格研修を修了しなければならない」とされているものを、研修の実施主体について「指定都市の長」を追加する。

＜参考＞放課後児童支援員になる要件の主な資格等

- ・ 保育士
- ・ 社会福祉士
- ・ 教育職員の免許状を有する者
- ・ その他、規定の定めにある大学の学科または課程を修め卒業した者や実務経験を満たす者

### 3. 新 旧 対 照 表

裏面参照

### 4. 施 行 期 日

公布の日から施行する。

品川区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>○品川区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成26年7月11日 条例第23号</p> <p>(職員)</p> <p>第11条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、<u>都道府県知事または地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長</u>が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士の資格を有する者</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者</p> <p>(4) その他規則で定める者</p>	<p>○品川区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成26年7月11日 条例第23号</p> <p>(職員)</p> <p>第11条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、<u>都道府県知事</u>が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士の資格を有する者</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者</p> <p>(4) その他規則で定める者</p>